

北上市下水道事業管理規程第3号

北上市下水道事業職員の旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市下水道事業職員の旅費規程の一部を改正する規程

北上市下水道事業職員の旅費規程（平成26年北上市下水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
公務のため旅行する下水道事業職員に対して支給する旅費に関しては、別に定めるもののほか、北上市一般職の職員等の旅費条例（平成3年北上市条例第39号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、北上市一般職の職員等の旅費支給規則（平成3年北上市規則第46号） <u>第6条</u> に規定する <u>旅行命令</u> 及び <u>第7条</u> に規定する旅費の請求は、それぞれ旅行命令（依頼）兼支出負担行為書（兼用）及び支払命令票（兼用）兼振替伝票（旅費請求）により行う。	公務のため旅行する下水道事業職員に対して支給する旅費に関しては、別に定めるもののほか、北上市一般職の職員等の旅費条例（平成3年北上市条例第39号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、北上市一般職の職員等の旅費支給規則（平成3年北上市規則第46号） <u>第7条</u> に規定する <u>旅行命令</u> 等及び <u>第8条</u> に規定する旅費の請求は、それぞれ旅行命令（依頼）兼支出負担行為書（兼用）及び支払命令票（兼用）兼振替伝票（旅費請求）により行う。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。